

世田谷区告示第 5 9 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 2 1 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

5 8 - 1

2 変更の区間

世田谷区瀬田五丁目 3 0 6 番 3

3 変更の区域

延 長 1 6 . 6 7 メートル

幅 員 0 . 9 7 メートルから 0 . 9 8 メートルまで

面 積 1 6 . 3 0 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 8 月 2 1 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	瀬田五丁目 18番
----	-----------

